

第2節 持続可能な資源循環型社会の構築を推進する

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

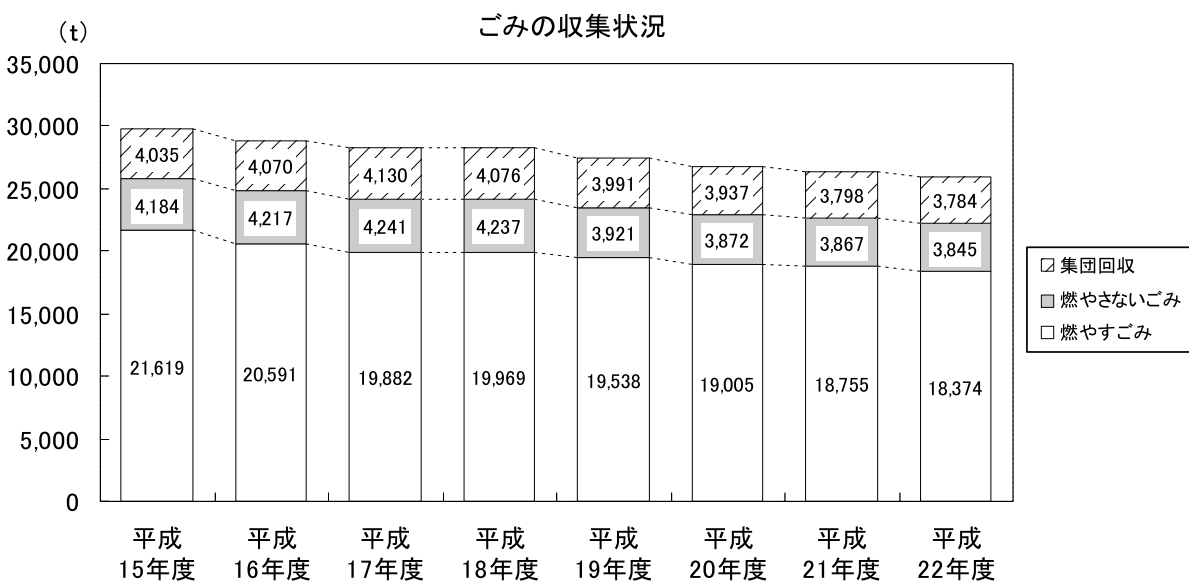
わが国においては、地球環境保全に関する各種法律が整備され、持続可能な資源循環型社会の構築に向けて、省エネおよび省資源の徹底など環境負荷の少ないライフスタイルやビジネススタイルへの変革が求められています。特に、廃棄物処理対策の推進については、ごみの発生抑制、資源ごみの再利用・再資源化など、市・市民・市民団体・事業者がそれぞれの役割を果たしていくことが必要となっています。

本市においては、事業系一般廃棄物については事業者責任で、家庭系一般廃棄物については、分別回収の実施や古紙類などの集団回収への補助などにより、ごみの排出量は抑制されている状況にあります。

平成19年度からは、再資源化を推進するため家庭系廃食用油の回収を開始しました。また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）※を推進していくため、広報およびホームページにより、周知・啓発に努めています。今後も引き続き、市民の取り組みを支援するなど、ごみの発生抑制や減量化とともに、収集体制の効率化に努めていき、さらには「もったいない意識」の啓発に努めることで、無駄に捨ててしまうことのないような消費行動を促進していく必要があります。

また、不法投棄の根絶に向け、廃棄物不法投棄パトロールを実施していますが、今後も監視体制を強化していくとともに、再製品化にかかる負担については、自治体と製造事業者・販売事業者との間に不均衡が生じているため、適正な制度への改善に向けて国などに要請していく必要があります。

さらに、「自分たちのまちを汚さない」気運づくりや美化運動の取り組みを市民とともに推進する必要があります。



（資料）衛生センター

■基本方針

- 市・市民・市民団体・事業者が一体となった取り組みの推進により、ごみの発生抑制および再利用・再資源化など資源循環型社会の構築をめざします。
- 廃棄物の不法投棄の監視、取締りを強化するとともに、環境美化への取り組みを市民とともに推進し、ごみのない秩序あるまちをめざします。

■まちづくり指標

まちづくり 指標名	説明	単位	現状値 (平成22年度)	5年後の目標 (平成28年度)	めざすべき 目標
市民一人が1日 に出すごみの量	ごみ処理量／人口	g	615	595	↓
ごみの資源化率	資源化したごみの量／ 資源化ごみの収集量	%	93.5	96	100

■主な施策の展開

(1) ごみの発生抑制・減量化の推進

本市の廃棄物処理行政の指針となる一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定するとともに、一層のごみの発生抑制・減量化の推進に努めます。

市民と行政が一体となって3Rを実現していくため、簡易包装に向けた取り組みや買い物袋の持参など、ごみの発生抑制に向けた啓発に努めます。さらに、「もったいない意識」の啓発に努め、無駄に捨ててしまうことのないような消費行動を促進します。また、紙類や生ごみの減量化を推進するため、集団回収補助金や生ごみ処理機等購入費補助金の継続と周知徹底に努めます。

ごみ処理については、委託の拡充など効率的な収集体制の整備に努めるとともに、ごみの収集量の推移を見極めながら、指定ごみ袋制の取り組みを基本としたごみの有料化について城南衛生管理組合構成市町と連携して検討を進めます。

(2) 再利用・再資源化の推進

ごみ処理や環境保全に対する市民のモラル向上を進め、循環型社会の構築を図るため、資源ごみの分別の再構築並びに分別の徹底と排出抑制の啓発に努めます。また、家電リサイクルの対象となる廃家電品や家庭系廃食用油などについては、適正な処分方法の一層の周知を図り、再資源化を促進します。さらに、再製品化にかかる適正な負担について、制度の改善を国などに要請します。

(3) 環境美化の推進

ごみのない秩序あるまちをめざして「城陽市飼い犬のふん害防止に関する条例」の適切な運用を図るとともに、廃棄物の不法投棄の監視、取り締まりを強化します。

また、市民自らの環境美化への取り組みなど、市民のクリーン運動を推進するとともに、

吸殻や空き缶などのポイ捨ての禁止に向けた規制方法の検討を進めます。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- ごみ減量の重要性を理解し、ごみの分別や生ごみの堆肥化などに取り組む。
- 事業所はごみの減量化や資源化への取り組みを積極的に進める。
- 環境イベントなどに積極的に参加し、日常生活から環境問題を意識するよう努める。
- 美化に関するマナーを遵守し、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。

■PR施策

○家庭系廃食用油の回収

家庭系廃食用油の回収事業は、「城陽の自然を守りたい」との思いから、市内のボランティア団体が10数年にわたり自主的な廃食用油の回収に取り組まれる中、本市はのぼりや容器の貸与等により支援を行ってきました。

その成果を、市域全体に広めさらに廃棄物の軽減と資源の有効利用の促進をめざすため、平成19年4月から市の事業として毎月1回・第3金曜日に市内公共施設21カ所で家庭系廃食用油の回収に取り組んでいます。



【回収拠点の風景】

【用語説明】

※3R（リデュース、リユース、リサイクル）：リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（使用済製品の再利用）、リサイクル（原材料として再資源化）のこと。これまではリデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第1に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。